



2022年2月2日

各 位

会社名 株式会社 帝国電機製作所
代表者名 代表取締役社長執行役員 頃安 義弘
(コード番号6333 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員総務本部長 村田 潔
(TEL: 0791-75-4160)

当社製品の性能試験に係る不適切行為について（開示事項の経過）

2021年6月10日付「当社製品の性能試験に係る不適切行為について」にてお知らせしましたとおり、当社が販売したキャンドモータポンプの一部の機種（以下、「本件ポンプ」と言います。）について、品質に関する不適切行為（以下、「本件不適切行為」と言います。）が発生したことにより、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

下記のとおり、調査結果及び今後の方針等についてご報告するとともに、当社グループ全体のコンプライアンス意識向上に取り組み、再発防止の徹底と信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

記

1. 調査方法

本件不適切行為につきましては、社外取締役監査等委員を委員長とした社内調査委員会を設置して関係者に対するヒアリングやアンケートによる実態の把握、該当ポンプの性能再評価を行いました。

2. 本件不適切行為に係る概要及び調査結果

(1) 本件不適切行為の概要

本件ポンプの性能試験において、規定の吸込み圧力にてポンプ性能を確認する際、ポンプ性能が不足した場合に、バルブを操作すること等で圧力調整を行い、ポンプ性能がお客様の要求性能を充足するようにしていました。

(2) 調査結果

調査の結果、本件不適切行為は遅くとも1997年11月頃から行われていたことが判明し、本件ポンプの一部について、お客様の要求性能を充足していないことが確認されました。

なお、他のポンプの性能試験方法についても調査を行いました。手順通り適切に性能試験が実施されていることを確認しました。

3. 発生原因

本件不適切行為は、下記の「動機」、「機会」、「正当化事由」が重なった結果、発生したものと考えられます。

(1) 本件不適切行為の動機

不適切行為が始まった20年以上前の当時の背景として、市場拡大、受注確保、他社との競合、納期遵守など、お客様からの要求に応えようとする意識が強く、その結果、厳しい要求性能でかつ短納期に対応することが社内でも求められてきたと推察されます。

このような状況の下、性能試験において、不合格品を出すことは許されないというプレッシャーから、当時の試験担当者（退職）は、性能試験でわずかに性能を満たさない製品については試験条件を微妙に変化させ、合格品としていた可能性があります。

その手法が後任者に口頭で引き継がれていくうちに、それが不適切な手順であるという認識が薄くなっていったと考えられます。

(2) 本件不適切行為の機会

本件ポンプの性能試験については、検査要領書に基づいて試験が行われていたものの、検査要領書に記載されていない細かな作業手順は文書化されておらず、試験担当者の裁量で行われていたことに加え、バルブを操作するだけで数値の調整が簡単にできてしまうという環境下にありました。

また、データの調整後に記録された試験データを検査担当部署から入手した品質保証部では、お客様の要求性能を満たしていない事実を把握できませんでした。

さらに、品質監査においても試験プロセスの妥当性評価や試験データの信憑性の確認などは行われていなかったため、本件不適切行為を発見することができませんでした。

(3) 本件不適切行為の正当化事由

本件ポンプは、他の一般的なキャンドモータポンプと異なり、特殊な条件下で使用されるものであるため試験結果にばらつきが生じやすく、お客様の要求性能を満たすために、試験装置で微調整を行うことが現場で考え出され、それが試験作業の一部として長年の間、口頭で引き継がれてきました。代々の試験担当者の中には試験装置のバルブを調整することに疑問を感じる者もいましたが、従来から行われている手順であり、不適切な手順という認識は薄かったと考えられます。

4. 再発防止策

(1) コンプライアンス意識向上

① 行動指針の制定

今般、下記のとおり行動指針を制定し、社員全員に対しコンプライアンスの徹底

を改めて周知しております。

<行動指針>

- ・私たちは一人ひとりの個性と人権を尊重し、公正で明るく働きがいのある職場づくりを追求します。
- ・私たちはコンプライアンスを徹底し、合理的判断に基づき行動します。
- ・私たちは自ら考え、何事にも前向きに挑戦します。
- ・私たちは未来の地球に役立つ安全・安心な製品づくりを極めていきます。

②コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス意識向上のために、コンプライアンス教育の頻度を高めることに加え、参加者が当事者意識を持って参加できるように、ワークショップ形式で議論を行い、講義形式の場合においても講師役が積極的に参加者に意見を求めるなど講義内容を工夫しております。

(2) 本件ポンプの性能試験における作業手順の文書化

検査要領書に記載されていない詳細な作業手順を作業指導票として文書化し、その手順に従った作業を徹底するように教育訓練を行いました。また、試験結果のばらつきについて合否判定基準を明確化しました。

(3) 本件ポンプの性能試験設備の改善

対象となった試験設備は、吸込み圧力を人為的に圧力調整ができないよう改善しております。

(4) 品質管理体制の強化

品質監査において、品質保証部立会いの下、試験プロセスの妥当性評価や再現試験による試験データの信憑性の確認など、品質管理体制を強化いたしました。

5. 関係者の処分

当社は、本件不適切行為が長期にわたり発見・防止できなかったことを重く受け止め、下記のとおり処分を行うものとします。

(1) 役員の報酬の自主返上

- | | | |
|--------------|------|----------------------|
| ①代表取締役社長執行役員 | 頃安義弘 | 月額報酬の30%を1か月間自主返上する。 |
| ②取締役常務執行役員 | 舟橋正晴 | 月額報酬の20%を1か月間自主返上する。 |
| ③取締役常務執行役員 | 村田潔 | 月額報酬の20%を1か月間自主返上する。 |
| ④取締役執行役員 | 佐藤哲造 | 月額報酬の10%を1か月間自主返上する。 |
| ⑤取締役執行役員 | 加減孝司 | 月額報酬の10%を1か月間自主返上する。 |

(2) 従業員の処分

当社は、本件に関連して当社従業員1名について、2021年12月13日付で、社内規程に基づき懲戒（減給）処分を行いました。

6. お客様への影響

対象となるお客様には、今回の事態についてお詫びとご説明をさせていただき、お客様のご協力をもって調査を実施してまいりましたが、本件による安全上の問題は確認されておられません。

なお、今後もお客様からのお申し出に対しては誠意をもって対応して参ります。

7. 業績への影響

対象となるお客様への説明は完了しておりますが、現時点で使用中ポンプの回収等は発生しておりません。そのため、本件不適切行為が当社の連結業績に与える影響については、現時点では軽微であると判断しておりますが、重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、速やかに公表いたします。

以上